

令和3年度京都府教育委員会・京都市教育委員会
免許法認定講習受講申込手続等要領

1 受講申込み

- (1) 受講希望者は、「受講申込書」(別記様式1)に必要な事項を記入し、学校(園)長に1部提出すること。
- (2) 学校(園)長は、所属職員から受講申込みがあり、当該受講を承認した場合は、受講申込書(原本)を提出すること。

2 提出先及び提出期限

(1) 市町(組合)立学校(園)職員分

ア 学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和3年5月31日(月)までに当該学校(園)を所管する市町(組合)教育委員会あて提出すること。

イ 市町(組合)教育委員会は、アにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和3年6月4日(金)までに当該市町(組合)教育委員会を所管区域とする教育局長あて提出すること。

ウ 各教育局長は、イにより提出された受講申込書(原本)を取りまとめの上、別記様式2により、令和3年6月10日(木)までに京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。

(2) 府立・私立・国立大学法人附属学校(園)職員分

学校(園)長は、受講申込書(原本)を取りまとめの上、(国立大学法人附属学校(園)長は大学長を経由して)別記様式2により、令和3年6月10日(木)までに京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。

(3) 府外学校(園)職員分

各府県教育委員会が取りまとめの上、別記様式2により、令和3年6月10日(木)までに京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係あて提出すること。

3 受講決定通知

受講決定通知は、令和3年7月中旬頃に、当該市町(組合)立学校(園)職員については市町(組合)教育委員会教育長あて、府立及び私立学校(園)職員については学校(園)長あて、国立大学法人附属学校(園)職員については大学長あて、府外学校(園)職員については当該府県教育委員会教育長あてに行う。

4 欠席の場合の手続き

前記3により受講を許可された者が、やむを得ない理由により欠席する場合は、速やかに、下記担当あて連絡するとともに「欠席届」(別記様式3)を学校(園)長の承認を得た上で提出すること。

なお、無断欠席をした場合は、次年度以降の受講を認めないことがある。

- 連絡先及び提出先 京都府教育庁指導部学校教育課教員免許係
電話番号 075-414-5836
FAX番号 075-441-8412

(市町(組合)立学校(園)職員、国立大学法人附属学校(園)職員及び府外学校(園)職員については、必ず經由機関を通じて連絡・提出すること)

5 講座廃止の場合

実施要項の9(1)により講座を廃止した場合には、3の受講決定の通知とともにその旨通知する。